

# 官報

号外 昭和四十年四月二十三日

## ○第四十八回 参議院會議録第十六号

昭和四十年四月二十三日(金曜日)

午前十時十九分開議

### ○議事日程 第十七号

昭和四十年四月二十三日

午前十時開議

- 第一 国立国会図書館の館長の任命に関する件
- 第二 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案(趣旨説明)
- 第三 港則法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第八 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一〇 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一一 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の會議に付した案件

- 一、日程第一 国立国会図書館の館長の任命に

昭和四十年四月二十三日 参議院會議録第十六号

議長の報告

関する件

- 一、日程第二 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案(趣旨説明)
- 一、日程第三 港則法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 一、日程第四 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第五 自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第六 農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 一、日程第七 日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 一、日程第八 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第九 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第一〇 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第一一 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 法務委員 川上 為治君
- 社会労働委員 赤間 文三君

商工委員

- 後藤 義隆君
- 紅露 みつ君
- 小林 英三君
- 浅井 亨君
- 田上 松衛君
- 鈴木 一弘君
- 郡 祐一君
- 向井 長年君
- 大谷藤之助君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

- 法務委員 後藤 義隆君
- 社会労働委員 紅露 みつ君
- 商工委員 川上 為治君
- 赤間 文三君
- 郡 祐一君
- 鈴木 一弘君
- 向井 長年君
- 浅井 亨君
- 小林 英三君
- 田上 松衛君
- 塩見 俊二君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

- 国際労働条約第八十七号等特別委員 加賀山之雄君
- 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。 吉江 勝保君
- 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。 二木 謙吾君
- 同日議長から左の議案が提出された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。 日高 広為君
- 同日議長から左の議案が提出された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。 公共企業体等の労働者の労働基本権の確保及び回復のために公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案(小柳勇君外一名発議)
- 同日議長から左の議案が提出された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。 一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案(阿具根登君外一名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを国際労働条約第八十七号等特別委員会に付託した。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案 社会労働委員会に付託

地方公務員法等労働関係法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

議長の報告

會議

国立国会図書館の館長の任命に関する件

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案

長に任命されたので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。昨二十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 八木 一郎君

法務委員 源田 実君

大蔵委員 鈴木 一司君

同 鳥島徳次郎君

同 村松 久義君

同 佐藤 芳男君

同 赤間 文三君

同 上林 忠次君

同 井野 碩哉君

同 河野 謙三君

同 平島 敏夫君

同 野田 俊作君

同 安井 謙君

同 高橋文五郎君

同 山崎 斉君

同 二木 謙吾君

同 田中 清一君

同 櫻井 志郎君

同 館 哲二君

同 村上 春藏君

同 和田 鶴一君

議長運営委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 佐藤 芳男君

同 平島 敏夫君

同 安井 謙君

同 上林 忠次君

同 井野 碩哉君

同 八木 一郎君

同 野田 俊作君

同 鳥島徳次郎君

同 村松 久義君

同 高橋文五郎君

同 源田 実君

同 赤間 文三君

同 通信委員

同 建設委員 鈴木 一司君

同 予算委員 河野 謙三君

同 決算委員 櫻井 志郎君

同 同 館 哲二君

同 同 和田 鶴一君

同 同 山崎 斉君

同 同 二木 謙吾君

同 同 北口 龍徳君

同 同 田中 清一君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同 石炭対策特別委員 石原幹市郎君

同 同 吉武 恵市君

同 同 川上 為治君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

同 石炭対策特別委員 佐藤 芳男君

同 同 田中 啓一君

同 同 斎藤 昇君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

同 法務委員会 義隆君 (後藤義隆君の補欠)

同 理事 後藤 義隆君 (後藤義隆君の補欠)

同 同 外務委員会 隆圓君 (草葉隆圓君の補欠)

同 同 大蔵委員会 廣君 (佐野廣君の補欠)

同 同 理事 中尾 辰義君 (中尾辰義君の補欠)

同 同 同 商工委員会 藤之助君 (岸田幸雄君の補欠)

同 同 同 理事 向井 長年君 (向井長年君の補欠)

同日議長から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同 同 同 電波法の一部を改正する法律案

同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。

同 同 同 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。

同 同 同 科学技術振興対策特別委員会に付託

同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。

同 同 同 同 同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。

同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。

同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。

同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。

同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。

同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。

防衛庁衛生局長 高部 益男君

○議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、国立国会図書館の館長の任命に関する件を議題といたします。

国立国会図書館の館長の任命は、両議院の議長が、両議院の議長運営委員会と協議の後、国会の承認を得て、これを行なうこととなっております。

国立国会図書館の館長に河野義克君を、両議院の議長において任命したいと存じます。議院運営委員会におきましては、これに異議がない旨の決定がございました。

河野義克君の任命を承認することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案(趣旨説明)、本案について、国会法第五十六條の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。臼井総理府総務長官。

〔政府委員臼井莊一君登壇、拍手〕

○政府委員(臼井莊一君) 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

戦後行なわれました農地改革は、あらためて申し上げるまでもなく、農業生産力の発展と農村の民主化の促進を目的として、百八十万町歩にのぼる農地を国が買収し、これを農民に売り渡すことによりまして、わが国の農業及び農村に大きな変革をもたらしたものであります。この結果、農村の民主化は進み、農業生産も戦後の混乱を脱し、ひいては、今日に至る農業生産力の飛躍的発展、農家経済の安定向上の基盤を確立したのであ

りまして、今日の農業、農村は、この画期的な農地改革を抜きにしては考えることができないといつても決して過言ではないと存じます。さらに、戦後今日に至る農業、農村の、わが国社会、経済におきます地位から申しまして、この農地改革は、ひとり、農業、農村のみならず、わが国の民主化、戦後経済の再建、ひいては今日の日本経済の繁栄に大きく寄与したことは、これまた、ここにあらためて申し上げるまでもないことと存じます。

しかし、この農地改革の輝かしい成果の反面におきまして、それが画期的な変革でありましたことから、農地改革により農地を買収された人々の中には、その生活や経済状態に大きな変動を来した者も少なからず存在いたしました。これらの人々が、その後の経済変動と相まち、農地を手放したことに對して相当の心理的影響を受け、それを現在まで持ち続けてきたこともまた否定することはできないのであります。

このような事情を背景といたしまして、政府は、この問題の公正な解決をはかるため、昭和三十一年総理府に臨時農地等被買収者問題調査室を設けて、調査検討に当たる等、鋭意かつ慎重な努力を重ねてまいりましたのでありますが、三十九年度に入りまして、これらの調査検討を了したような次第であります。

この結果、政府は、この問題に対する世論の動向等を勘案いたしまして、この際、農地改革における農地被買収者の貢献を多とするとともに、その受けた心理的影響をも考慮して、これらの人々に対する報償を実施することが適切であると考へ、この法律案を提案することとした次第であります。

以下、この法案の概要について御説明いたします。

まず、第一に、給付金の支給を受けることができる者としたしましては、農地被買収者とその者が法律の施行前に死亡したり解散したりしております場合のその遺族や解散法人の一般承継人とする

定めておりますが、ここで農地被買収者と申しますのは、旧自作農創設特別措置法によりまして農地を一般以上買収された者を指しております。この場合に、一方で旧自作農創設特別措置法により農地の売り渡しを受けている農地被買収者につきましては、買収された面積から売り渡された面積を差し引いて被買収農地の面積を計算することとしておりますが、これら買収された農地や売り渡された農地の面積は、いずれも、畑につきましてはその面積に六割を乗じ、北海道の農地につきましてはその面積に一定の割合を乗じて計算することとしております。

また、給付金の支給を受ける遺族の範囲は、死亡した農地被買収者の配偶者、子、孫及び父母としておりますが、これらの者の間の順位は、おおむね相続の順位に準じて定めておりますので、子、孫、父母の順となり、配偶者は常に先順位者と同順位となる次第であります。なお、農地被買収者やその遺族等でありまして、外国人とか政令で定める一定の法人、団体などは、給付金の支給を受けることができないものとしております。

第二に、給付金の額についてでございますが、これにつきましては、前に述べました面積の計算方法によりまして、その被買収者の面積が一反歩以上であるか、一反歩未満であるかによつて、二様の定め方をいたしております。まず、一反歩以上の者につきましては、二万円にその被買収農地の面積の反数を乗じて算定することとしておりますが、その面積が一町歩をこえます場合には、一町から二町までは五割、二町から三町までは三割、三町以上は一割というように、この二万円を逐次いたしますとともに、これらの計算の結果、支給金額が百万円をこえることとなります場合には、百万円で頭打ちすることとしております。次に、一反歩未満の者につきましては、一律一万円を支給することとしております。

なお、遺族や解散法人の一般承継人につきましては、これらの者にかかる被買収農地について、いま御説明いたしました方式で計算した金額と同額を支給することとしております。

第三に、給付金の具体的支給の方法、手続でございます。給付金の支給は、有資格者の申請に基づいて行なうこととしておりますが、この申請は昭和四十二年三月三十一日までには、給付金をこの期間内に請求しない者にしては、給付金を支給しないこととしております。また、給付金は、一反歩以上にあつては十年、一反歩未満にあつては五年の償還とし、無利子の記名国債をもつて支給することとしております。

以上のほか、給付金を受ける権利や国債についての譲渡等の制限、給付金についての所得税や所定の書類についての印紙税の非課税、不正手段により給付金を受給した者に対する措置、給付事務や償還金の支払いの実施機関に関する定め等、所要の事項を規定いたしております。

以上が農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)  
○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。発言を許します。木村禧八郎君。

〔木村禧八郎君登壇、拍手〕  
○木村禧八郎君 ただいま提案理由説明の行なわれました農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案に對しまして、日本社会党を代表いたしまして質問をいたします。

質問に先立ち、私は、政府がこのような不条理きわまる、そうしてわが国の財政の将来に重大な影響をもたらすこの重要法案を、しかも会期の少なくなつた本国会に、再び突然提出いたしましたことに對し、大多数の国民が、選挙目当ての党利党略であるとして憤りをすら抱いていることを、指摘しておきたいのであります。この憤れる世論に基づき、私も憤りをもつて、本法案に對し、佐藤首相及び関係各大臣に質問をいたすものであります。

本法案は、去る第四十六国会にも提案されましたが、当時は、会期が終わろうとする数時間前に提案され、その提案理由の説明もなされな

に、審議未了になつたものであります。何ゆゑに、このような、こそくな提案のしかたをしたのかと申しますれば、この法案は、国民の声を無視したものであり、かつ、調査会の答申にもそむき、全く党利党略以外の何ものでもなかつたからであります。(拍手)昭和二十八年十二月、農地改革に関する最高裁判所の判決がありましてからは、歴代の政府は、一貫して、旧地主に對しては再補償はしない、また、再補償する義務を持たない、常に言明してまいつたことは周知のとおりであります。それであるのに、旧地主団体とそれを支持する一部与党議員は、執拗に再補償を要求して、政府や自民党幹部に働きかけ、その結果、ついに政府はその圧力に屈し、みずからの言明をひるがへして、この法案を提案するに至つたのであります。その後の新聞論調や投書等にも見られるごとく、その再補償につきましては、旧地主の一部の人々を除いては、一人として賛成している者はないのであります。こうした前提に立ちまして、本法案の問題点を指摘しながら質問をいたしたいと思ひます。

まず第一に、佐藤総理に對し、終戦後の歴史的なあの農地改革について、その意義をいかに把握し、どのように評価されているかについて伺いたのであります。申すまでもなく、あの農地改革は、戦前の農調法制定以来、久しきにわたつて考究されてまいりました自作農創設事業の成果でありまして、おそかれ早かれ、旧地主制度は崩壊し、働く農民に解放の喜びを与えなければならぬ歴史的運命のものにあつたのであります。敗戦はその改革を促進する契機になつたにすぎないのであります。もしこの改革が断行されなかつたならば、当時の社会情勢から見まして、小作争議は激発し、食糧不足に苦しんでいた国民に大きな不安と動揺を生ぜしめ、政治的経済的な大混乱を引き起こしたであらうことは、国民すべてが認めるところであります。すなわち、この血を見ざる

一大改革こそ、わが国経済の安定と農村の民主化の基盤をつくつたものと言わなければなりません。

しかるに、その後の政府の農業政策はどうであつたか。農業基本法に基づく貧農の切り捨てや、農地法の改正による農地保有面積の制限緩和の動きや、そして今回また、旧地主に再補償はしないというたびたびの言明を破棄して、補償を報償ということばでごまかして、給付金を支給し、旧地主を勇気づけようとしているように、そのいずれを見ましても、あの歴史的意義を有する農地改革を否定しようとしていると断ぜざるを得ないのであります。この点につきまして、佐藤首相はどのように考えておられるか、これが質問の第一点であります。

第二の質問は、昭和二十八年十二月に行なわれました農地買収に関する最高裁判所の判決についてであります。この問題は、農地改革が実施された直後から、旧地主は、当時のインフレ等から見て、その対価は正当ではなく、憲法第二十九条の「正当な補償」に違反しているとして、訴えを起したのでございますが、これに対し最高裁は、この訴えを退け、農地改革は、正当な法律に基づき、正当な補償によつて行なわれたもので、合憲であるという判断を下したのであります。しかるに、前に述べましたとおり、政府の農地政策の後退と動揺に乗じ、農地解放は誤れる占領政策の所産であるとか、あるいはこの最高裁の判決は正しくないとか主張し、農地補償の強い要求が起り、与党の一部と結び、今日この無謀な法案の提出となつたことは、はなはだ遺憾であります。政府はこれまで、この判決は権威あるものであり、十分尊重するとともに、再補償は絶対に行なわないと、幾たびも言明してまいりましたにもかかわらず、本法案の前身は、これまでの言明を裏切り、その名は給付金支給となつておりますけれども、それは、ことばのごまかしであり、その実質はどうか見ても補償であります。もし政府の言うように、日本経済の発展等に貢献したことと報いるための報償として支給するものであるといつても、政府はすでに、農地改革の当時、旧地主に対しては、買収価格のほか、別に報償金を加

算の上支給しているものでありまして、いまとなつてこのような処置をとることは、まことに不当であると言わざるを得ないのであります。政府は、常に国民に対しては順法の精神を説きながら、みずから最高裁の判決を無視し、その権威を傷つけ、順法の精神をじゅうりんするものでありまして、私は、この暴挙を断じて許すことはできないのであります。(拍手)この点につきましても、佐藤首相はどう考えておられるか、その所見を承りたいのであります。

第三に、さきの安保国会の混乱に乗じて強引に設置されました農地被買収者問題調査会の答申、及び、総理府の臨時農地等被買収者問題調査会の調査結果に関連して質問をいたします。

面調査機関の調査結果の発表によりますと、旧地主に対し再補償すべきであるとは、どこにも述べていないのであります。調査会答申では、生活上、生業上困っている者に対する生業資金の貸し付けの措置と、子弟教育に困っている者に対し、育英制度の運用において配慮を加えることなどを適当といたしまして、他方、調査室の世論調査では、約六〇％の人が、現在困っている者だけに何らかの措置を講ずれば足りるとしているのではありません。さらに、この面調査によりますと、旧地主の生活水準は、一般の農民に比してはるかに高いばかりではなく、一般国民に比しても良好であることが明らかになっております。もちろん、現在真に生活に困窮している人々に対しては、それは、旧地主であらうと、一般農民であらうと、区別することなく、社会保障制度の一般的条件の中において適切な措置を講ずることは当然でありますし、日本社会党も、この点を強く主張しているのではありません。ただ、旧地主であったからという理由だけで特別の措置を行なうことは、憲法十四条に違反するものであり、絶対に賛成することはできません。

本法案の内容は、多くの時間と多額の費用をかけて調査した結果を全く無視し、旧地主の生活水準のいかんを問はず、買収された農地面積の割合

によつて、一律にすべての旧地主に給付金を支給しようとしているのであります。政府が幾ら詭弁を弄し、補償を報償と言いかえましようとも、それは再補償であることに間違いはないのであります。一方におきましては、国民金融公庫法を改正して、旧地主に対して特別の融資を行なおうとしているにもかかわらず、何ゆゑ、さらにまたこのように再補償を行なおうとするのでございませうか。なるほど先ほどの趣旨説明では、被買収者が日本経済の発展等に貢献したことを多とするとともに、その受けた心理的影響を考慮して報償を実施するものであると、一応理由らしいことを述べられておられますけれども、農地改革が、わが国の民主化、日本経済の発展のために寄与したことは、さきにも申しましたとおり、このことは、自作農民となつた農民を含め、あの敗戦後の混乱の中で働き続けてきた勤勉なる日本国民全体の血と汗によつてもたらされた成果なのであります。(拍手)ひとり旧地主のみの貢献によるものではないのであります。この点について明快な御答弁をいただきたい。かように、調査結果によりましては、また政府の趣旨説明によりましては、再補償する根拠は断じてどこにもございませぬ。この点、総理はどういうふうにお考えになつておられるのでございませうか。

次にお尋ねしたいことは、この再補償との関連において、今後の農政のあり方についてでございます。この農地補償の要求の一つの理由として、農地改革によつて解放された農地が、その後住宅、工場等の拡張により、不当な高値で転売され、旧地主はいかにも経済的損失を不当に受けているように思ひ、その損失の補償を要求しているのでございますが、物価の高騰は、農地のみに限つたことではありません。一般物価の高騰は、政府の地価対策、物価対策等について何ら確固たる政策のない結果でございます。非難されるべきは、政府の無策そのものであります。今日、日本の農政は、一つの曲がりかどに立っているといわれております。農業基本法による農政は、農民そのものに信頼されなければならず、その計画は

一向に進まず、貿易自由化による農産物輸入の激増によつて国内農産物は圧迫され、最近問題になつてくる農産物の流通機構の問題等、政府は全力をあげてこれらの問題に対処し、取り組まなければならぬ現状に置かれておるのであります。このうらやみに、旧地主に対してのみ再補償をするなどという、うしろ向きの政治を行ないますならば、農民は、政府の農政に対して、ますます不信の念を強めるばかりだと思つて、ますます、この再補償に要する経費は、事務費等を含めますならば、昭和四十年度の農林予算の実に四割をこえるものであります。一千五百億円以上の巨額に達するの見込まれておるのであります。これだけの金があるならば、曲がりかどに立っている農政を前向きに立て直すためにこそ使用すべきでありまして、これを農民がひとしく望んでおられるのであります。

次に、この法案の提案の経緯並びに再補償を実施することによつて生ずる問題に関連して伺いたいのであります。

今国会の再開冒頭に行なわれました総理の施政演説におきましては、この法案について一言半句も触れておらないのであります。巨額の経費を必要とする本法案を、また、このような重要な法案を、どうして施政方針演説において触れなかつたのでございませうか。それとも、政府は当初、提案の意思はなかつたけれども、旧地主団体とそれを支援する一部与党議員の圧力に屈して、党利党略的立場から提案することとなつたのではないのでしょうか。聞くところによりますと、政府内部においてさえ、この問題の所管官庁になることをきらつたほどのうしろ向きの法案であることなどから、施政演説に盛り込むことを故意に避けたものと考えられるのであります。

次に、もしこの再補償が実施されることになりますと、社会に及ぼす影響は、はなはだ大なるものがございませぬ。旧在外財産補償問題をはじめ、学徒動員、強制疎開等、さらには空襲による人的、物的損害を受けた人々も、直接の戦争犠牲者

としてその補償を要求することは必然でありま  
す。すでにその声は高まっていますのであります。  
政府はこれらの人々に対しても補償をする決意の  
上に立って、本法案を提案されたかどうか、明  
らかにしていただきたいのであります。

いま、政府は、財源難を理由に、医療保障等の  
社会保障制度を後退させているのでございませ  
んが、この不合理な旧地主のみの再補償を中止  
いたしますならば、補償国債の償還時におきま  
して千五百億円の財源が生まれますのでありま  
す。

○議長(重宗雄三君) 木村君、時間が超過いた  
してあります。簡単に願います。

○木村君(八郎君(統)) これをもって、健康保険組  
合の赤字や、地方公共団体の公営企業の赤字を埋  
めるため充当することができるのであります。し  
たがいまして、この党利党略的な法案を撤回し  
て、全国民の社会保障充実にの願望にこたえるべ  
きだと考えます。

さらに、時間がございませぬので、簡単に大蔵  
大臣にお伺いをいたします。

その第一は、かかる補償が、将来わが国の財政  
に重大な禍根を残すのではないかと、いふ点でござ  
います。すなわち、日本の財政は、いまや重大  
な、特に歳入面において危機に直面してありま  
す。昭和三十一年度におきましても約六百億円の  
収支不足を生じているではございませぬか。

○議長(重宗雄三君) 木村君、簡単に願います。  
○木村君(八郎君(統)) 四十一年度におきましても、  
こうした歳入面の不足が見通されるのでありま  
す。四十一年度におきましても、全然剰余金がな  
くなるのであります。こうして日本のこの財政の  
歳入面における重大な危機を考えると、長期的に  
見まして千五百億のこの補償をすることは、将来  
に重大な障害を与えると思ひます。

○議長(重宗雄三君) 木村君、簡単に願います。  
○木村君(八郎君(統)) この点につきまして大蔵大  
臣はどう考へるか。それから、これによつて、一  
応この法案では、この補償国債は、あるいは譲渡  
とか担保を禁じておりますけれども、私は、いろ

いろな方法において、結局これはインフレ要因と  
なると思ひますが、この点は大蔵大臣に  
かへ考へるか。また、昭和四十三年度まで公債を  
発行しないことを総理大臣は言明されましたが、  
その公約言明に私は違反するのではないかと考へ  
ます。

○議長(重宗雄三君) 木村君、簡単に願います。  
○木村君(八郎君(統)) 最後に、総理府長官に伺  
いたい。

○議長(重宗雄三君) 木村君、簡単に願います。  
○木村君(八郎君(統)) 何ゆゑにこの仕事を総理府  
でお引き受けになったのか。旧地主の生活保護の  
見地から厚生省とも関係があるので、農林省との  
総合調整上、総理府で引き受けたというのが、これ  
までの答弁でございまして受けましたけれども、法  
案の内容は、農地購買者問題調査会の答申を全く改  
変し、面積を基準として一律の補償となつてお  
り、厚生省の割り込み余地は全くなくなつた今  
日、総理府で所管すべき法案ではないと思ひます  
が、いかがでございませぬか。

さらに、この作業を進める際は、地方公共団体  
や農林省等の関係機関の協力を求めなければなら  
ないものであります。手足を持たない総理府で、  
この仕事が一體できるかどうか。それとも、万  
一この法案が通りますれば、その上で所管がえを  
するつもりであるかどうか、伺いたいのでありま  
す。

以上、いかなる見地から見ましても、不法であ  
り、不当であり、国民の憤りを買つている本法案  
のごときは、直ちに撤回されるよう強く要望いた  
しまして、私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(佐藤榮作君) 答へたいと思ひます。  
農地改革の意義並びに評価について、総理の所  
信をただされたが、私も、かような大改革が  
よくも平静のうちに完成された、かように私は感  
謝いたしております。戦後におきまして、幾多の  
改革が実施されてまいりましたが、農地改革こそ  
は、真にわが国の民主化並びに今日の繁栄の基礎

をつくつたすばらしい改革だと思ひます。関  
係者一同が平静に、しかもこの改革に協力したと  
いうことは、まことにとうとうとであり、これ  
に對して私どもが旧地主の貢献を多として報償す  
るところのこと、これは国民一同が心から賛成する  
ところのものだと私は確信をいたしてあります。  
(拍手)

そこで、最高裁の判決でございますが、旧地主  
に對する買取の対価、これは、りっぱに正当のも  
のであつた、こういうことでございませぬ。買取価  
格は、政府の支払つたものは合憲であり、これは  
正当なものであつた。政府もかねてからこの判決  
を支持してまいつてあります。しかし、ただいま  
も申し上げますように、偉大な改革が、被買取者  
の貢献によりまして、血を見ずしてこれが遂行さ  
れたといふことは、何といたしまして、私ども  
はこれに對して報償の気持ちを持つべきだ、かよ  
うに私は考へます。(拍手)

第三点といたしまして、かような多大の国費を  
投ずることの法案を、なぜ施政演説で述べなかつた  
かといふことでございませぬ。そして、この案は  
党利党略ではないか、かように言われましても、私  
は党利党略ではございませぬと、はっきり申し上げ  
ます。御承知のように、この案は、すでに前通  
常国会にも提案をいたしました。そして、その  
後、臨時国会におきましても、この法案を再提出  
することをはっきり明言いたしてありますので、  
その点では、党利党略でないといふこと、これは  
よくおわかりいただける、私はかように思いま  
す。しかし、いま御指摘になりましたように、ま  
ことに重要な法案でございませぬ。今後かような重  
要法案を取り扱う場合に、施政演説にこれを取り  
込めたい御注意は、御注意として何つておきま  
して、十分私どもも今後は善処してまいりたいと  
思ひますが、今回のこの処置は、ただいま申し上  
げますような経過からこれは明瞭でございませぬ  
で、御了承をいただきたいと思ひます。

なおまた、調査会との関係でございませぬが、工  
藤調査会におきましては、ただいま御指摘になり

ましたように、生業上あるいは生活上困難な者に  
對しては救済の手を差し伸べるように、こういう  
結論を出してあります。したがひまして、今回、  
国民金融公庫法の改正なども御審議願つてあるわ  
けでございませぬが、この工藤調査会におきま  
して、一般の旧地主に對しての取り扱ひ方につ  
いては結論を出してございませぬけれども、その際  
に指摘いたしましたのは、この農地改革が被買取者  
に重大な心理的影響を与えておる、それが強く  
残つておる、こういうことを指摘いたしておるの  
であります。したがひまして、総理府に設けまし  
た調査会においては、この工藤調査会の答申をも  
勘案し、なおかつ一般の国民の意向等をもしん  
しゃくいたしまして、そして今回この結論を出  
す、皆さま方の御審議を願つておる次第でござ  
いませぬ。

私は、こういう重要な重要法案について、党利  
党略だとか、あるいはこれが詭弁を弄して、そ  
うして価格の追加払いをするのであるとかいふや  
うなことは、全然ございませぬ。国民相互が誠意を  
持つてこういう問題に對する貢献に報いること、  
これは私どもは当然のことだと、かように私は信  
ずるのでございませぬ。

なおまた、多数のお尋ねがございませぬが、他  
は関係大臣からお答へいたします。(拍手)

○国務大臣(赤城宗徳君) 今回の農地購買者に  
對する処置は、農地改革によりまして被買取者の  
受けた各般の影響を考慮して、これに報償するこ  
とが国政上適切と考へるに至つたことによるので  
ありまして、農業政策とは別個の立場からその必  
要性を認められたものであります。

農業基本的に基づく農政の充実につきまして  
は、この措置とは関係なく、引き続き努力を重ね  
てまいりたいと思ひます。したがひまして、農  
業基本法に基づく施策につきましては、従来に引  
き続きその充実強化につとめてまいり、これに必  
要な経費につきましては、それぞれ所要の予算措  
置を講じ、施策の推進に支障のないようにいたし

昭和四十年四月二十三日 参議院會議録第十六号

たい、こう考えます。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角榮君) 第一は、旧地主の報償が実施された場合、旧在外財産等の補償要求にどう対処するかという問題でございます。先ほど総理大臣からも述べられましたとおり、この農地被買収者に対する交付金の交付は、戦後における農地改革の功績に対して報償を行なうということでありまして、他の戦争被害とは直接には関係がないわけでございます。戦争被害者に対しては、御承知のとおり、社会保障の見地から、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、また戦傷病者特別援護法等によりまして、現に措置をいたしたわけでございます。それから在外財産につきましては、引揚者の状態を十分見まして、審議会の答申にのっとり、総額約五百億円にのぼる引揚者交付金の支給等の措置も行なっております。しかし、この在外財産の問題につきましては、なお議論もございまして、昨年七月、在外財産問題審議会を再び設置をして、慎重に御審議を願っておりますわけでございます。

それから、健康保険その他の赤字解消というものに対して、財政負担をもつてはどうかということもございまして、これは申し上げるまでもなく、現在の日本のこの種のものに対する国庫負担の率は、諸外国に比べて非常に高いのでございまして、ドイツ、フランス、イタリア等、西欧先進国においては、この医療保険等に対しましては、例外的に僅少な国庫補助をやっておるにすぎません。しかし、日雇健康保険につきましても、給付金の三五%、あるいは医療費につきましても、三七・八%も国庫負担を行なっておるわけでございます。しかし、現在これらの問題は、御承知のとおり、保険審議会の審議にまわっておりますので、それから、この答申が出ましたら、財政事情の許す限りにおいて措置してまいりたいと考えるわけでありまして、

それから、千四百五十四億というような、こういう交付金を出すことは、財政事情の上から一体

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案(趣旨説明) 港則法の一部を改正する法律案

どう思われるか、インフレ要因がないか、こういう問題がございまして、先ほど木村さんからも御指摘がございましたとおり、この交付公債は記名、譲渡禁止でありますので、転売の可能性もございませぬし、赤字公債のような結果にもならないわけでございます。しかも、この交付公債は、十年間にわたって年々償還をいたしまして、その償還財源は、過去の藩債剰余金の中から償還を行なうものでありますから、インフレ要因にもなりませんし、財政上の問題から見ましても、十分償還可能だと考えておるのでございます。

最後に、公債を発行したくないという、抑制の基本的な考え方に対して違背するのではないかと、いうことでもございまして、申すまでもなく、公債とは、国の歳入財源としての長期国債をさすものでございまして、この交付金は公債の中には含まれないわけでございます。公債発行の抑制論とは、何ら違背をしないものと考えておるわけでありまして。(拍手)

〔政府委員白井莊一君登壇、拍手〕

○政府委員(白井莊一君) 私に対する御質問は、この法案の処理をなぜ総理府で引き受けたのか。もう一つは、この法案に基づいてこれを実施する場合に、手足のない総理府で、作業に困難を来たすのではないかと、だから、法案成立の上は、他に所管がえをする考えはないかという御質問でございます。

この農地被買収者問題は、御承知のように、農地改革に基因する問題ではございまして、これはただいま農林大臣もお答え申し上げましたように、農業政策の問題ではございませぬので、従来、総理府に、三十八年から臨時農地等被買収者問題調査室を設けて、この問題に対する調査、企画、立案をまわしてまいりましたのであります。したがって、今後とも、総理府においてこれを担当していくのが適当であると、かように考えます。また、報償の実施にあたりましては、給付金の請求の受付とか、あるいは認定等について、都道府県、市町村等の協力を願うことにしております。

港則法の一部を改正する法律案

するほか、農林省等にも、現に人的あるいは資料的な協力を願っておりますので、今後とも、協力を求めてまいりたいと思っております。この事業の実施には支障はない、かように考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、港則法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員会理事江藤智君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

五四〇

港則法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。  
昭和四十年三月一日  
内閣総理大臣 佐藤 榮作

港則法の一部を改正する法律案  
港則法の一部を改正する法律  
港則法(昭和二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。  
(港及びその区域)

第二条 この法律を適用する港は、別表のとおりとし、その区域は、政令で定める。

第三条第二項中「別表に掲げる」を「政令で定める」に改める。  
別表を次のように改める。

別表

都道府県	港	名
北海道		枝幸、雄武、紋別、網走、羅臼、根室、花咲、霧多布、厚岸、釧路、十勝、幌 泉、様似、浦河、苦小牧、室蘭、伊達、森、白尻、函館、松前、福島、江差、 瀬棚、寿都、岩内、余市、小樽、増毛、留萌、苫前、羽幌、天塩、稚内、青 苗、天売、焼尻、杵形、鬼脇、鷲泊、香深、船泊
青森		深浦、鯉ヶ沢、小泊、三厩、平館、青森、小湊、野辺地、大湊、川内、脇野 沢、佐井、大間、大畑、尻屋岬、八戸
岩手		久慈、八木、宮古、山田、大槌、釜石、大船渡、広田
宮城		気仙沼、志津川、女川、鮎川、萩浜、渡波、石巻、塩釜
秋田		象潟、金浦、平沢、本荘、秋田船川、戸賀、北浦、能代
山形		酒田、加茂、由良、鼠ヶ関
福島		松川浦、四倉、江名、中之作、小名浜
茨城		平潟、大津、会瀬、日立、磯崎、那珂湊、大洗
茨城		銚子
千葉		勝浦、白浜、館山、木更津、千葉、船橋市川

東 京	岡田、波浮、元村、新島、大久保、神湊、八重根
東 京	京浜
神 奈 川	横須賀、三崎、真鶴
新 潟	能生、直江津、柏崎、寺泊、新潟、岩船、両津、羽茂、小木
富 山	魚津、伏木富山、氷見
石 川	七尾、穴水、宇出津、小木、飯田、輪島、福浦、滝、金沢
福 井	和田、小浜、敦賀、三国
静 岡	熱海、網代、伊東、箱取、下田、手石、松崎、宇久須、土肥、戸田、静浦、沼津、田子の浦、清水、焼津、大井川、榛原、相良、御前崎、浜名
愛 知	伊良湖、福江、泉、田原、豊橋、蒲郡、東幡豆、吉田、一色、衣浦、師崎、篠島、豊浜、内海、常滑、名古屋
三 重	桑名、四日市、千代崎、津、松阪、宇治山田、鳥羽、波切、浜島、五ヶ所、長島、引本、尾鷲、木本
京 都	久美浜、浅茂川、間人、中浜、本庄、伊根、宮津、舞鶴、野原、田井
大 阪	深日、阪南、大阪
兵 庫	尼崎、西宮、神戸、明石、二見、別府、高砂、伊保、八木、姫路、相生、赤穂、津居山、柴山、香住、浜坂、岩屋、洲本、由良、福良、淡、都志、那家、富島
和 歌 山	新宮、三輪崎、宇久井、勝浦、浦神、古座西向、串本、日置、田辺、御坊、由良、湯浅広、和歌山下津
鳥 取	米子、赤崎、鳥取、網代、田後
鳥 取	境
島 根	益田、浜田、江津、仁万、久手、大社、惠曇、加賀、七類、美保関、松江、安来、西郷、浦郷
岡 山	日生、片上、鶴海、牛窓、西大寺、小串、岡山、宇野、日比、琴浦、味野、下津井、水島、玉島、笠岡
広 島	福山、尾道糸崎、忠海、竹原、安藝津、呉、広島、廿日市、大竹、土生、重井、佐木、瀬戸田、鞆崎、木ノ江、御手洗、大西、蒲刈、厳島
山 口	岩国、久賀、安下庄、小松、柳井、室津、上関、平生、室積、徳山下松、三田尻中関、秋穂、山口、丸尾、宇部、小野田、厚狭、小串、特牛、角島、粟野、仙崎、萩、須佐、江崎

昭和四十年四月二十三日 参議院会議録第十六号 港則法の一部を改正する法律案

山 口	関門
福 岡	
徳 島	撫養、今切、徳島、小松島、富岡、橋、由岐、日和佐、牟岐、浅川、穴喰
香 川	豊浜、観音寺、仁尾、詫間、多度津、丸龜、坂出、香西、高松、志度、津田、三本松、引田、坂手、内海、池田、土庄、直島
愛 媛	深浦、宇和島、吉田、三瓶、八幡浜、川之石、三机、長浜、郡中、松山、北条、菊間、今治、吉海、壬生川、西条、新居浜、三島、寒川、川之江、岡村、宮浦、伯方
高 知	甲浦、室戸岬、室津、奈半利、高知、宇佐、須崎、久礼、上ノ加江、佐賀、上川口、下田、清水、片島
福 岡	加布里、博多、大島、芦屋、苅田、宇島、三池、大牟田、若津
佐 賀	伊万里、呼子、唐津、住ノ江、諸富
長 崎	島原、口之津、小浜、茂木、脇岬、長崎、式見、瀬戸、大村、崎戸、佐世保、相浦、白浦、江迎、田平、今福、福江、富江、玉之浦、岐宿、奈留島、奈良尾、有川、雷吹、平戸、津吉、生月、大島、芦辺、郷ノ浦、勝本、比田勝、佐須奈、厳原、豆蔵
熊 本	水俣、佐敷、八代、三角、百貫、長洲、姫戸、本渡、牛深、富岡、鬼池
福 岡	中津
大 分	長洲、高田、竹田津、国東、守江、別府、大分、佐賀関、白杵、津久見、佐伯、蒲江
大 分	北浦、延岡、土々呂、細島、宮崎、内海、油津、外浦、福島
宮 崎	志布志、内之浦、大泊、大根占、鹿屋、垂水、福山、加治木、鹿見島、山川、枕崎、野間池、串木野、川内、阿久根、米ノ津、西之表、島間、中甕、手打、一湊、宮之浦、名瀬、古仁屋
鹿 見 島	

附 則

- この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。
- 港域法(昭和二十三年法律第七十五号)は、(港域法の廃止)
- 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。
- 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

3 前項第二号の港の区域は、港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、運輸大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。

4 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の第一条第二項中「別に法律でこれを定める」を

昭和四十年四月二十三日 参議院會議録第十六号 港則法の一部を改正する法律案 農林省設置法の一部を改正する法律案外一件

「港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第二条の規定に基づく政令で定めるところによる」に改める。

5 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「港域法(昭和二十三年法律第七十五号)の港の区域」を「港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づく港の区域」に、「港域法の港の区域」を「同法に基づく港の区域」に改める。

6 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「港域法(昭和二十三年法律第七十五号)に定める区域」を「港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づく港の区域」に改める。

7 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九十六条第一項中「港域法(昭和二十三年法律第七十五号)で定めるところにより」を「港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づく港の区域により」に改める。

〔江藤智君登壇、拍手〕

○江藤智君 たいいま議題となりました港則法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

港則法は、港内における船舶交通の安全及び港内の整頓をはかることを目的とするものであります。その適用港灣の区域は、港域法によって定められており、また、特定港は本法により指定されております。

改正法案は、最近における港灣整備の進展に伴う港灣事情の著しい変化に対応して、遅滞なく適切な交通規制を実施することができるようになるため、現在法律事項とされている港の区域の設定並びに特定港の指定を政令事項とし、また、この改正に伴い、港域法を廃止するとともに、関係諸

法律の適用につき、港の区域の統一性を維持するため、これらの法律の規定について、所要の整理を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、港の区域の設定に関連する各般の問題について、熱心な質疑が行なわれた後、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって、本改正法案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、農林省設置法の一部を改正する法律案、

日程第五、自治省設置法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長柴田栄君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

農林省設置法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。 昭和四十年四月二日 衆議院議長 船田 中

農林省設置法の一部を改正する法律案 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「茶原種農場」を「茶原種農場」と「さとうきび原原種農場」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

第三十二条の二 さとうきび原原種農場は、さとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行なう機関とする。

3 さとうきび原原種農場は、鹿児島県に置く。は、農林省令で定める。

第三十三条第二項の表中「大宮種畜牧場」大宮市を「白河種畜牧場 白河市」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十三条の二 農林研修所は、農林省の所管行政に係る事務又は技術を担当する職員等に対し、その職務を行なうのに必要な研修(他の所掌に属するものを除く)を行なう機関とする。

2 農林研修所は、東京都に置く。

3 農林研修所の内部組織については、農林省令で定める。

第九十一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員
本省	三〇、三三八人
食糧	二八、九一三人
林野	一、〇七八人
水産	一、八二一人
合計	六二、一四〇人

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定(「茶原種農場」を「茶原種農場」と「さとうきび原原種農場」に改める部分に限る)及び第三十二条の次に一条を加える改正規定は、昭和四十年十月一日から、第三十三条第二項の規定は、昭和四十年十二月一日から施行する。その他の規定は公布の日から施行する。ただし、第九十一条第一項の表の改正規定及び附則第二項の規定は、同年四月一日から適用する。

2 食糧庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日までの間は、二万八千九百十四人とする。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕 自治省設置法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。 昭和四十年四月六日 衆議院議長 船田 中

自治省設置法の一部を改正する法律案 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。 第二十六条の表中「三七四人」を「三七三人」に、



「五一一人」を「五一〇人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。

〔柴田栄君登壇、拍手〕

○柴田栄君 たいだいま議題となりました法律案二件につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農林省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、衆議院において、施行期日等について所要の修正が加えられ、本院に送付されたものでありまして、その改正点は、農林省本省の付属機関として、さとうきび原産農産物及び農林研究所を新設すること、大宮種畜牧場を白河市に移転し、その名称を白河種畜牧場に改めること、農林省の職員定数を四十六人増加すること等であり

本委員会におきましては、地域農政懇話会等と国家行政組織法第八条との関係、農林研修所の設置理由と、その研修計画、生鮮食料品の価格対策、農業近代化のための諸施策等について、質疑が行なわれましたが、その詳細は、会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わりに、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、自治省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、近年、地方税を含めた租税条約を諸外国と締結する必要が生じたこと等に伴い、地方行政に経験の深い職員を海外に常駐させるために、自治省の定員一人を減じて、外務省の定員に移しかえようとするものであります。

本委員会におきましては、租税条約の概要と、その締結状況、臨時行政調査会の改革意見に対する自治省の見解等について、質疑が行なわれました

が、その詳細は、会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わりに、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔拍手〕

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、農業機械化促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長仲原善一君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

農業機械化促進法等の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和四十年三月十日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

農業機械化促進法等の一部を改正する法律案(農業機械化促進法の一部改正)

第一条 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中第一章 総則(第一条―第五条)を第一章の二 高性能農業機械導入基本方針等(第五条の二―第五条の四)に改める。

第一条中「促進するため」の下に、「高性能農業機械の計画的な導入に関する措置」を加える。

第二章の二 高性能農業機械導入基本方針等(第五条の二―第五条の四)に改める。

第一条中「促進するため」の下に、「高性能農業機械の計画的な導入に関する措置」を加える。

第二章の二 高性能農業機械導入基本方針等(第五条の二―第五条の四)に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

針等

(高性能農業機械導入基本方針) 第五条の二 農林大臣は、高性能農業機械(農作業の効率化に資する程度が著しく高く、かつ、その性能に即して能率的な稼働を行なうためには相当数の農業者の集団的利用に供することが必要となると認められる農業機械で政令で定めるものをいう。以下同じ)につき、その種類ごとに、その導入に関する基本方針(以下「高性能農業機械導入基本方針」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 高性能農業機械導入基本方針は、政令で定める一定期間における高性能農業機械の導入に関する目標、その導入を効果的に行なうために必要な条件その他その導入に関し必要な事項について定めるものとし、その期間における農業経営の動向に即するものでなければならない。

3 農林大臣は、高性能農業機械導入基本方針を定めようとするときは、農業機械化審議会(都道府県の高性能農業機械導入計画)の意見を聞かなければならない。

第五条の三 都道府県知事は、高性能農業機械導入基本方針に即し、当該都道府県におけるその導入に関する計画(以下「高性能農業機械導入計画」という。)を定めることができる。

2 高性能農業機械導入計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 高性能農業機械の導入に関する目標

二 計画の期間

三 高性能農業機械の導入を効果的に行なうために必要な条件の整備に関する事項

四 高性能農業機械の利用に関する技術の研究及び指導に関する事項

五 その他高性能農業機械の導入に関し必要な事項

3 高性能農業機械導入計画の内容は、当該都道府県における農業協同組合その他農業者の組織する団体が行なう農作業の共同化の事業の助長に資するものでなければならない。

4 都道府県知事は、高性能農業機械導入計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(高性能農業機械導入計画と国の援助等) 第五条の四 国は、高性能農業機械の導入に関し、第四条に規定する資金の確保のために必要な措置を講じ、又は第五条に規定する援助を行なうに当たっては、高性能農業機械導入計画の達成に資することとなるように努めるものとする。

第十五条第二項中「第十四条各号に掲げる事項につき意見を述べた外」を「この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか」に改める。

第二十七条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第三十条を次のように改める。

(役員欠格事項) 第三十条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(農業機械化促進法の一部を改正する法律の一部改正) 第二条 農業機械化促進法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「同項の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

農業機械化促進法の一部を改正する法律案外一件 農業機械化促進法等の一部を改正する法律案

昭和三十七年法律第九十三号の一部を次のように改正する。

昭和三十七年法律第九十三号の一部を次のように改正する。

昭和四十年四月二十三日 参議院會議録第十六号

農業機械化促進法等の一部を改正する法律案

日本育英会法の一部を改正する法律案

五四四

次の一項を加える。

2 政府は、前項の規定によるほか、第十九条第四項の規定にかかわらず、埼玉県大宮市日進町一丁目所在する国有の土地又は建物その他土地の定着物を出資の目的として、研究所に出資することができる。

附則第四條を次のように改める。  
(非課税)

第四條 前条第一項又は第二項の規定により政府から出資される場合における当該出資の目的とする不動産の当該出資に係る移転に伴う登記又は当該出資の目的とする不動産の当該出資に係る取得については、登録税又は不動産取得税を課することができない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔中原善一君登壇、拍手〕

○中原善一君 たいだいま議題となりました法律案について御報告いたします。

本法律案のおもな内容は、農業の機械化を促進し、生産性の高い農業を確立するため、第一に、農林大臣は高性能農業機械の導入に関する目標及びそれに必要な条件等を内容とする基本方針を定め、都道府県知事は、国の基本方針に即し、高性能農業機械導入計画を定めることができることとし、第二に、国は、資金確保のため必要な措置を講じ、また都道府県に対し、その機械導入計画の達成に資することとなるよう援助するものとする規定を加え、第三には、農業機械化研究所の監事の権限及び役員資格事項を整備することにも、同研究所に対し、政府は、新たに埼玉県大宮市所在の国有の土地建物等を現物出資することができるとし、このこととするものであります。

委員会におきましては、農業機械の供給、価格の現状と今後の見通し、農業機械化体系の確立と効率的利用、土地盤整備などの導入条件の整備、機械化関係予算の執行方針及び財政金融措置の充実、共同利用と農協の役割、ガソリン税の

免税、農業機械と道路運送車両法との関係、農業機械化研究所の立地と施設の整備、試験研究などの業務内容、高性能農業機械の範囲、高性能農業機械導入基本方針及び都道府県導入計画の期間と内容、それら計画の作成と実行方針、その他、諸般の事項にわたって質疑が行なわれました。

質疑を終了し、討論に入り、別に発言もななく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、委員長から、高性能農業機械の導入にあたり、農業者の営農改善意欲の尊重、栽培及び機械化体系の確立、農林漁業用ガソリン税の全免、道路運送車両法上の取り扱い、共同利用助長のための積極的助成、固定資産税の免除など、六項目の措置に関する附帯決議を提案し、これまた、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定し、これに対し赤城農林大臣から、決議の趣旨を尊重し、善処したい旨の発言がありました。

右御報告いたします。(拍手)  
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕  
○議長(重宗雄三君) 日程第七、日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教委員長山下春江君。

審査報告書  
日本育英会法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年四月二十二日

文教委員長 山下 春江  
参議院議長 重宗 雄三殿

附則第一項中「昭和四十年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二項中「国立工業教員養成所」を「国立養護教諭養成所及び国立工業教員養成所」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本育英会の監事の機能を有効にするためその職務権限を明らかにするとともに、幼稚園教員及び養護教諭の人材を確保するため大学在学中に受けた貸与金の返還を免除される職に幼稚園の教育の職を加えるほか、国立養護教諭養成所で学資の貸与を受けた者についても大学の場合に準じて貸与金の返還免除の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認められたが、施行期日及び関連事項について所要の修正を加えた。

一、費用  
本法律案のため、別に費用を要しない。

日本育英会法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。

昭和四十年二月十七日  
内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本育英会法の一部を改正する法律案  
日本育英会法の一部を改正する法律案  
日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第六項の次に次の一項を加える。  
第十一條第六項の次に次の一項を加える。  
監事ハ監査ノ結果ニ基キ必要アリト認ムルトキハ会長又ハ主務大臣ニ意見ヲ提出スルコトヲ得  
第十六條ノ四第二項前段中「其ノ他ノ施設」を

「幼稚園其ノ他ノ施設」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。  
前項ノ場合ニ於テ大学ニハ国立養護教諭養成所ヲ含ムモノトス  
第二十條中「作成シ」の下に「予算ノ区分ニ依リ作成シタル決算報告書ヲ添ヘ監事ノ意見ヲ附シ」を加える。

第三十六條ノ二に次の一項を加える。  
前項ノ場合ニ於テ大学ニハ国立養護教諭養成所ヲ含ムモノトス

附則  
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の日本育英会法第十六條ノ四第二項及び第三項並びに附則第三十六條ノ三の規定は、この法律の施行の際現に大学(国立工業教員養成所を含む)又は大学院に在学する者に対しその在学期間中に貸与した貸与金についても、適用する。

〔山下春江君登壇、拍手〕

○山下春江君 たいだいま議題となりました日本育英会法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

日本育英会は、昭和十九年に日本育英会法に基づいて設立されて以来、国家的な育英奨学事業として、学資の貸与を行ない、人材の開発と教育の機会均等に貢献してまいりましたが、特に、教員等に有為な人材を誘致するため、貸与金の返還義務の特例として、学資の貸与を受けた者が、小、中、高等学校、高等専門学校もしくは大学の教員または学術研究者になつた場合には、その貸与金の返還を免除できる制度を設けております。

本案は、近年、幼稚園教育の振興、養護教諭の充実が緊急の課題となつておりますので、その人材確保の対策の一つとして、大学在学中に受けた貸与金の返還を卒業後免除される職に、幼稚園の

教育の職を加えるとともに、国立養護教諭養成所で学資の貸与を受けた者についても、大学の場合に準じて貸与金の返還免除の措置を講じようとするものであります。

なお、日本育英会の監事の機能を有効にするため、その職務権限に関する規定をも整備しております。

委員会におきましては、日本育英会の事業の状況及び今後の方針、貸与金の返還状況、監事の職務権限に関する規定の整備の理由とその効果、及び、これに関連して、会長、理事長、監事その他の役員員の人事、給与、職務等の実態とそのあり方、養護教諭充足の状況、貸与金返還免除の対象に指定養護教諭養成機関を加える問題、昭和二十八年及び三十六年の日本育英会法の改正で返還免除の対象とされなかつた者への選及措置の問題、普通免許状を有する助教諭、高等学校の実習助手等が返還免除の対象とされていない問題等、各般にわたる質疑が行なわれ、また、日本育英会理事長を参考人として招致し、最近、日本育英会理事長が発表した所信に関連して、今後の運営方針等について、その意見を徴する等、熱心な審議が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、二木委員より、本案の施行期日の「昭和四十年四月一日」を「公布の日」に改めるための修正案が提出されました。次いで、討論もなく、直ちに採決に入り、まず、二木委員提出の修正案を全会一致をもって可決し、続いて、修正部分を除く原案も全会一致をもって可決し、よって本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。  
本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案全部の問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和四十年四月二十三日 参議院会議録第十六号

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって委員会修正どおり議決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第八、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長豊田雅孝君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月十八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案  
高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二を次のように改める。  
第二十四条の二 次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガス(以下「特定高圧ガス」といふ)を消費する者であつて、その消費する特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力が同表の下欄に掲げる数量以上であるもの又はその消費に係る事業所以外の事業所から導管によりその消費する特定高圧ガスの供給を受けるもの(以下「特定高圧ガス消費者」と総称する。)は、事業所及び消費する特定高圧ガスの種類ごとに、消費開始の日の二十日前までに、消費(消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。)のための施設の位置、構造及び設備並びに消費の方法を記載した

書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

種 類	数 量
圧縮水素	容積 三百立方メートル
圧縮天然ガス	容積 三百立方メートル
液化酸素	質量 三千キログラム
液化アンモニア	質量 三千キログラム
液化石油ガス	質量 三千キログラム
液化塩素	質量 千キログラム

2 前項の貯蔵能力は、通商産業省令で定める基準に従つて算定するものとする。

第二十四条の三第一項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、同条第二項及び第三項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に、「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第二十四条の四第一項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、同条第二項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に、「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第二十七条第三項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。  
第二十八条第三項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。  
第三十二条第二項中「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第三十四条中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。  
第三十五条の二中「第一種製造者」の下に「又は特定高圧ガス消費者」を、「製造」の下に「又は消費」を加える。

第三十六条第一項中「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。  
第三十七条第一項中「第二十四条の二」の下に「第一項」を加え、「液化酸素消費者」を「特定高圧

ガス消費者」に改め、同条第二項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第三十八条第二項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、「第二十四条の三第三項」の下に、「第三十四条」を加える。  
第三十九条第一号中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に、「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改め、同条第二号中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第四十八条第一項第三号中「通商産業省令で定める規格に適合するバルブ」を「バルブ(通商産業省令で定める規格にあつては、バルブ及び通商産業省令で定める附屬品)であつて、通商産業省令で定める規格に適合するもの」に改める。  
第五十九条の九第三号を次のように改める。

三 特定高圧ガス消費者  
第六十一条中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。  
第七十四条第一項中「第二十四条の二」の下に「第一項」を加える。

第八十一条第七号中「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。  
第八十三条第一号中「第二十四条の二」の下に「第一項」を加える。

附 則  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に特定高圧ガス消費者である者(次項に規定する者を除く)に関する改正後の第二十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「消費開始の日の二十日前までに」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)の施行の日から一月以内」とする。

3 この法律の施行の際現に、改正前の第二十四条の二の規定による届出をして、三千キログラム以上の液化酸素を貯蔵することができる設備

日本育英会法の一部を改正する法律案 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

昭和四十年四月二十三日 参議院會議録第十六号

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案外二件

に貯蔵して液化酸素を消費している者は、液化酸素について改正後の同条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に改正前の第二十八条第三項の規定により前項に規定する者が都道府県知事に届け出ている液化酸素取扱主任者は、液化酸素について改正後の第二十八条第三項の規定による特定高圧ガス取扱主任者として選任されたものとみなす。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔豊田雅孝君登壇、拍手〕

○豊田雅孝君 たいま議題となりました法律案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、高圧ガス関係の保安体制を一そう充実させることを目的とするもので、その内容の第一は、高圧ガスの大量消費者に対する規制強化でありまして、新たに圧縮水素ほか四種の高圧ガスを規制の対象に加え、消費の開始の届け出、消費施設の基準、取り扱い、主任者の選任などにつき規定するとともに、定期的自主検査を行わなければならないものとしております。第二は、最近の大型容器の普及に対応して、従来の容器本体の規制だけでなく、液面計、配管等の付属品についても、装着義務及び規格を定めて、これを順守させることとしております。以上が、本法案の主たる内容であります。

委員会では、化学工業全般の災害防止に関する諸問題をはじめとして、高圧ガス関係事故の原因と、これが対策等につきましても、熱心に質疑応答が行なわれたのでありますが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決の結果、本法案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第九、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、

日程第十、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案、

日程第十一、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。石炭対策特別委員長小柳勇君。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月二日

参議院議長 重宗 雄三殿 中

衆議院議長 船田 中

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第二十五条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 第六十八条の二第一項の規定により通商産業大臣が指定した地域の石炭資源の開発に必要な設備資金の貸付け

第二十五条第一項第十号中「整備」の下に「又は経営の改善」を加える。

第二十六条第二項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 前条第一項第九号の二に規定する設備資金(以下「開発資金」という。)の貸付け及び償還の方法

第二十七条第二項中「近代化資金」の下に「及び開発資金」を加え、「及び同項第十二号」を並びに同項第十二号に改める。

第二十九条を次のように改める。

(財務諸表) 第二十九条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに収支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附しなければならない。

第三十六条第二項中「二十円以内」を「三十円以内」に改める。

第三十六条の三第一項中「特定船舶整備公団に對して」の下に「開発資金の貸付けは、第六十八条の七第一項の規定により石炭資源の開発に関する事業計画を届け出た採掘権者であつて通商産業

省令で定める基準に該当するものに対して」を加え、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 開発資金の貸付けは、石炭資源の開発に必要な設備であつて通商産業省令で定めるものについて、その設備に係る採掘区域の採掘権者が第六十八条の七第一項の規定により届け出た石炭資源の開発に関する事業計画において定めた同条第二項第二号に規定する事項が通商産業省令で定める基準に適合する場合に限り、行なうものとする。

第三十六条の四に次の一項を加える。

2 開発資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、二十年(すえおき期間を含む。)をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

第三十六条の五、第三十六条の六、第三十六条の八、第三十六条の九第一項、第三十六条の十及び第三十六条の十一中「近代化資金」の下に「又は開発資金」を加える。

第三十六条の十三の見出し中「整備資金」を「整備資金等」に改め、同条中「次に掲げるもの」を「第一号又は第二号に掲げるもの」に改め、「(元本に限る。)」の下に「及び採掘権者又は租鉱権者であつてその者の通商産業省令で定めるところにより算定した一年間の石炭の生産数量が五十万トンを超えないものうち通商産業省令で定める基準に該当するものが銀行からその事業の経営を改善するために必要な資金であつて第三号に掲げるものの貸付けを受けることにより当該銀行に対して負担する債務」を加え、同条に次の一号を加える。

三 当該採掘権者又は租鉱権者が支払うべき資金、資材費その他の通商産業省令で定める費用の支払に必要な資金(前二号に掲げる資金に該当するものを除く。)

第三十六条の二十一中「第三十六条の十三各号」を「第三十六条の十三第一号又は第二号」に改める。

第三十七條の三に次の一号を加える。  
四 國債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

第四十條の二中「近代化資金」の下に「又は開発資金」を加える。

第五十三條の二第二号中「第二十九條」を「第二十九條第一項」に改め、同條第三号中「第三十六條の三第一項から第三項まで」を「第三十六條の三第一項から第四項まで」に改め、同條に次の一号を加える。

四 第三十七條の三第四号の規定による指定をしようとするとき。

第六十八條の九第一項中「探掘鉱区がさくそうする地域において」を「探掘鉱区が隣接する場合であつて、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違するため、若しくは鉱区相互の境界が複雑であるため、その鉱床の完全な開発若しくは鉱床の円滑な実施ができないと認められる場合又は鉱床の状態その他の自然条件からみて、その鉱床を一体として開発することが著しく合理的であると認められる場合において、」に、「その地域の鉱床を」その鉱床」に改める。

附則第二條の二第二号中「近代化資金の貸付け」の下に、「開発資金の貸付け」を加え、「石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れ」を「石炭鉱業の整備又は経営の改善に必要な資金の借入れ」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和四十年四月九日

衆議院議長 船田 中  
參議院議長 重宗 雄三殿

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案  
臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十三條の二第二項中「二分の一」を「百分の六十五」に改める。  
第九十四條第四項中「二分の一」を「百分の六十五」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第五十三條の二第二項及び第九十四條第四項の規定は、昭和四十年年度以降の復旧基本計画に係るものに適用する。

〔審査報告書は都合により第十九号末尾に掲載〕

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和四十年四月九日

衆議院議長 船田 中  
參議院議長 重宗 雄三殿

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。  
第一条中「鉱害の賠償を担保し、及び」を「鉱害について、その賠償を担保し、並びにその賠償及び

びその防止のための措置を」に、「被害者」を「被害者等」に改める。  
第四条第二項中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

第三章 鉱害賠償基金を「第三章 鉱害基金」に改める。

第十二條中「及び促進する」を「並びに鉱害の賠償及び鉱害の防止のための措置を促進する」に、「及び鉱害の賠償」を「並びに鉱害の賠償及び鉱害の防止のための措置」に改める。  
第十七條中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

第二十條に次の一項を加える。  
4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第三十條中第四号を第五号とし、同條第三号中「前二号」を「第一号又は第二号」に改め、同號を同條第四号とし、同條第二号の次に次の一号を加える。

三 鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け  
第三十一條第一項中「又は第二号」を、「第二号又は第三号」に改める。  
第三十三條中「第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第三十八條の見出し及び同條第一項中「鉱害賠償基金債券」を「鉱害基金債券」に改める。  
第五十四條中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

附則 (施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(鉱害基金の設立等)  
第二条 改正前の第十二條の規定により設置された鉱害賠償基金は、この法律の施行の日において、改正後の同條に規定する鉱害基金となるも

のとする。  
2 改正前の石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の規定によつて鉱害賠償基金に對してした処分又は同法の規定によつて鉱害賠償基金がした手続その他の行為は、改正後の石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の規定によつて鉱害基金に對してした処分又は同法の規定によつて鉱害基金がした手続その他の行為とみなす。

(経過規定)  
第三条 この法律の施行の際現に鉱害基金という名称を用いている者については、改正後の第十七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(登録税法の一部改正)  
第四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。  
第十九條第七号中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

(印紙税法の一部改正)  
第五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。  
第五條第六号ノ十一中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

(地方税法の一部改正)  
第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第七十二條の四第一項第二号中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

(所得税法の一部改正)  
第七条 所得税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第一号の表中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

(法人税法の一部改正)  
第八条 法人税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第一号の表中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

五四七

「小柳勇君登壇、拍手」

○小柳勇君 たいま議題となりました三法案につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、石炭鉱業は現在非常な事態に直面しておりますので、さきに第二次調査団を編成し、その答申が出たのであります。この答申に基づき、政府は一連の石炭対策を講ずることになったのであります。ただいまの三法案も、その一環をなすものであります。

三法案の内容を簡単に申し上げますと、まず、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案は、合理化事業団の業務に、石炭資源の開発に必要な設備資金の貸し付け及び中小炭鉱の経営改善資金の借り入れに対する債務保証を加え、石炭資源の合理的開発と有効利用を積極的に推進するために鉱区の調整を容易に行ない得るようになり、石炭鉱業者の事業団への納付金の限度引き上げ等の改正を内容としております。

次に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案は、家屋などの鉱害復旧を促進するため、その復旧工事について国及び県からの補助金合計額を、現行の二分の一から百分の六十五に引き上げようとするものであります。

第三の、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案は、石炭鉱害の防止を促進するため、鉱害賠償基金から、新たに鉱害の防止のために必要な資金を貸し付けさせることとし、したがって、この基金の名称を「鉱害基金」に改める等を内容としております。

委員会においては、右の三法案を便宜一括して質疑を行ないましたが、問題は、石炭鉱業が、目下、私企業の限界に直面しておるのではないかと、いう基本政策の姿勢から、利子補給の期間、第二会社設立の是非、鉱害総量の算定と、その復旧速度等に及び、問題の重要性にかんがみ、きわめて熱心な質疑応答がありました。その詳細は、會議録によって御承知願います。

なお、鉱害復旧について新たに生ずる県の負担

増につき、政府は交付税をもって善処する旨の答弁がありました。

質疑を終わり、三法案を一括、討論に入り、したが、別に発言なく、次いで三法案を順次採決いたしましたところ、いずれも、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

次に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案及び石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって両案は全会一致をもって可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十七分散会

出席者は左のとおり。

- |     |        |
|-----|--------|
| 議長  | 重宗 雄三君 |
| 副議長 | 重政 庸徳君 |
| 議員  | 市川 房枝君 |
|     | 鈴木 市蔵君 |
|     | 野知 浩之君 |
|     | 鬼木 勝利君 |
|     | 青田源太郎君 |
|     | 北條 鶴八君 |
|     | 鈴木 恭一君 |
|     | 山高しげり君 |
|     | 北口 龍徳君 |
|     | 二木 謙吾君 |
|     | 鳥嶋徳次郎君 |
|     | 中尾 辰義君 |
|     | 浅井 亨君  |
|     | 森部 隆輔君 |

- |        |        |         |
|--------|--------|---------|
| 加賀山之雄君 | 鈴木 一弘君 | 二宮 文造君  |
| 上原 正吉君 | 上原 邦彦君 | 森 八三二君  |
| 岡崎 真一君 | 三木與吉郎君 | 野本 品吉君  |
| 村上 義一君 | 木暮武太夫君 | 奥 むめお君  |
| 笹森 順造君 | 笹森 順造君 | 中山 福蔵君  |
| 鈴木 一司君 | 鈴木 一司君 | 白木義一郎君  |
| 森田 タマ君 | 森田 タマ君 | 野田 俊作君  |
| 山崎 齊君  | 山崎 齊君  | 太田 正孝君  |
| 植垣弥一郎君 | 植垣弥一郎君 | 植木 光教君  |
| 仲原 善一君 | 仲原 善一君 | 中上川アキ君  |
| 天坊 裕彦君 | 天坊 裕彦君 | 熊谷太三郎君  |
| 鈴木 万平君 | 鈴木 万平君 | 井川 伊平君  |
| 亀井 光君  | 亀井 光君  | 谷村 貞治君  |
| 堀本 宜実君 | 堀本 宜実君 | 豊田 雅幸君  |
| 平島 敏夫君 | 平島 敏夫君 | 竹中 恒夫君  |
| 山本 利壽君 | 山本 利壽君 | 江藤 智君   |
| 新谷寅三郎君 | 新谷寅三郎君 | 山下 春江君  |
| 木内 四郎君 | 木内 四郎君 | 佐藤 芳男君  |
| 田中 茂穂君 | 田中 茂穂君 | 堀本 宜実君  |
| 草葉 隆圓君 | 草葉 隆圓君 | 藤野 繁雄君  |
| 西川甚五郎君 | 西川甚五郎君 | 紅露 みつ君  |
| 徳永 正利君 | 徳永 正利君 | 植竹 春彦君  |
| 村上 春蔵君 | 村上 春蔵君 | 大野木秀次郎君 |
| 川野 三暎君 | 川野 三暎君 | 黒川 武雄君  |
| 日高 広為君 | 日高 広為君 | 井野 碩哉君  |
| 長谷川 仁君 | 長谷川 仁君 | 鍋島 直紹君  |
| 村山 道雄君 | 村山 道雄君 | 栗原 祐幸君  |
| 柴田 榮君  | 柴田 榮君  | 丸茂 重貞君  |
| 松野 孝一君 | 松野 孝一君 | 温水 三郎君  |
| 石井 桂君  | 石井 桂君  | 金丸 富夫君  |
| 井上 清一君 | 井上 清一君 | 大谷藤之助君  |
| 斎藤 昇君  | 斎藤 昇君  | 西田 信一君  |
| 村松 久義君 | 村松 久義君 | 船浦 鹿蔵君  |
| 林屋亀次郎君 | 林屋亀次郎君 | 中野 文門君  |
| 安井 謙君  | 安井 謙君  | 田中 啓一君  |
|        |        | 塩見 俊二君  |
|        |        | 小柳 牧衛君  |
|        |        | 那 祐一君   |
|        |        | 鹿島守之助君  |

- |        |        |
|--------|--------|
| 追水 久常君 | 高橋文五郎君 |
| 瀬谷 英行君 | 小林 篤一君 |
| 吉田忠三郎君 | 渡辺 勘吉君 |
| 林 虎雄君  | 佐野 廣君  |
| 後藤 義隆君 | 林田 正治君 |
| 小柳 勇君  | 柴谷 要君  |
| 前田 久吉君 | 白井 勇君  |
| 大河原一次君 | 伊藤 顯道君 |
| 小林 武治君 | 古池 信三君 |
| 大矢 正君  | 近藤 鶴代君 |
| 下村 定君  | 杉原 荒太君 |
| 小沢久太郎君 | 田中 一君  |
| 藤原 道子君 | 野溝 勝君  |
| 鈴木 強君  | 阿部 竹松君 |
| 岩間 正男君 | 野坂 参三君 |
| 小林 武君  | 松本 賢一君 |
| 佐野 芳雄君 | 杉山善太郎君 |
| 高山 恒雄君 | 藤田藤太郎君 |
| 光村 基助君 | 田上 松衛君 |
| 向井 長年君 | 柳岡 秋夫君 |
| 北村 暢君  | 村尾 重雄君 |
| 椿 繁夫君  | 鈴木 壽君  |
| 木村禧八郎君 | 羽生 三七君 |
| 曾祿 益君  |        |
- 國務大臣
- |        |        |
|--------|--------|
| 内閣総理大臣 | 佐藤 榮作君 |
| 大蔵大臣   | 田中 角榮君 |
| 文部大臣   | 愛知 揆一君 |
| 農林大臣   | 赤城 宗徳君 |
| 通商産業大臣 | 櫻内 義雄君 |
| 運輸大臣   | 松浦周太郎君 |
| 自治大臣   | 吉武 恵市君 |
- 政府委員
- |         |        |
|---------|--------|
| 内閣法制局長官 | 高辻 正巳君 |
| 総理府総務長官 | 白井 莊一君 |
- 〔第十三号〕  
審査報告書

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年四月八日

地方行政委員長 天坊 裕彦

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政令で定める危険物施設等における施設保安員、予防規程、自衛消防組織の設置義務を規定することにより危険物に関する規制の強化を図ること、消防用設備の工事等に関し消防設備士制度を設けること、非常事態の場合には消防庁長官を通じて他の都道府県の消防に応援を求めることができることとする等を主な内容とするもので消防の現況にかんがみ適当な措置と認められた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

財政法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年四月八日

大蔵委員長 西田 信一

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十八年度以降二箇年度における歳入歳出の決算上の剰余金のうち、公債又は借入金償還財源に繰り入れるべき金額の比率について財政法第六条の規定の特例を設けるとともに、財政制度審議会の委員の増加等を行なおうとするものであつて、適当な措置と認められる。

一、費用

昭和四十年年度一般会計予算には、昭和三十八年度の歳入歳出の決算上の剰余金からする国債等の償還財源への繰入率を五分の一に引き下げることに伴い、百三十億八百二十万八千円が国債整理基金特別会計への繰入額として計上されており、また財政制度審議会については、委員の増員分等をも含め、委員手当として百四十七万円が計上されている。

審査報告書

製造たばこ定価法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十年四月八日

大蔵委員長 西田 信一

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、専売事業の円滑な運営に資するため、日本専売公社の製造する製造たばこの定価の決定に関する手続を簡素化し、最近における製造たばこの消費の動向に即して製品の多様化を図ることができるようにしよとするものであつて適当な措置と認められる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

第十四号中正誤

ページ 段行

五〇四 四から終わり

五〇四 四から終わり

五〇五 三から終わり

誤

体系に

金額

労働

正

体系を

全額

労働者

昭和四十年四月二十三日 参議院會議録第十六号

五五〇

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部 二十五円  
(送料共) 三十三円

発行所

東京都港区赤坂表町二番地  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二(六)